町三 サ朝 地竹

晒 田 町 H

建農

制

定に

7 **全**

朝出 ØŢ

昭和廿九年六月拾五日



次例 長 坂 ıς 土 制定するもの 雅 E

8:

三朝听你田地区新農村建設委員会條例

第一條、你因地工新農村建設の目的を達成するためその事 実施に展し重要なる事項で審議するため新農村建 該参見会以下我員会というを置く 業計画の紫之に必要なる調査及が計画の樹立並にその

第二條 この委員会は三朝町村田地区新農村建設委(名稱)

第三條委員会は町長、助投、町議会議員及以農業 全員会委員若干名、竹田地区各部落区長、竹田地区数 產已管理天首具、各種团体代表者並下学識経験者

若干名を以て組織する

(天) 真の女属)

第四條 天美見は前條の規定に甚至可長がこれを天場

(委員の此期)

第五條 委員の仕期は二年とする(委員の仕期)

祖し町議会議員、農業天安員、その他町若しくは団体又 は部落の役職員でその職務により委員となった者の仕

期はその在職期間とする

第六條 委員にて付田地区建設計画に重大なる支管 2、補欠子員は前此者の残他期間在此十る をます行後があると認めたものあるときは町長はこれ き解嘱することかできる

第七條 委員会に書記若干名言道き町長がこれを世免

学入條この條例に定めるものの外委員会の運営に関え、書記は委員長の命を受けて会務に從事する 例は公布の日から施行し路和二十九年四月一日まり